

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと 新しい公共に関する研究会について

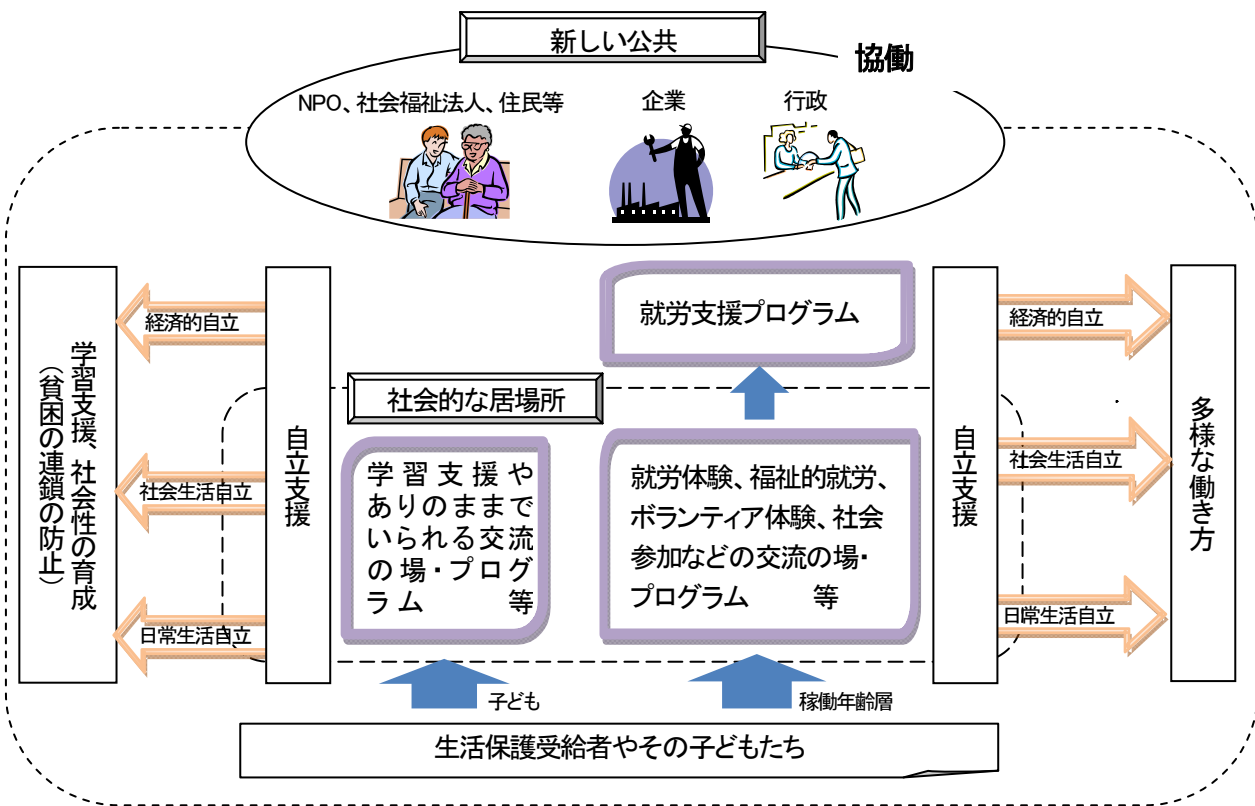
1 検討の趣旨

生活保護制度については、平成17年度に自立支援プログラムを導入し、各自治体においては、受給者の状況に応じて、経済的自立、社会生活自立、日常生活自立を目指す取り組みを行ってきた。

しかし、現在の厳しい雇用情勢のもとで、就労を希望するが結びつかない人、就労意欲を失い社会から孤立する人に対して、一般就労による経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立を支援して社会とのつながりを結び直す支援が重要である。また、貧困の連鎖を防止するために、生活保護世帯の子どもに対し、学習支援や社会とのつながりを結び直す支援も重要である。

こうした支援には「社会的な居場所づくり」を進めることが極めて有効であり、そのためには、企業、NPO、社会福祉法人、住民等と、福祉事務所を中心とする行政が協働する「新しい公共」が不可欠である。

このため、本研究会では、生活保護受給者の社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働に関し、その在り方や先進的事例を紹介するとともに、各自治体の取り組みを促す具体的な方策について提言をとりまとめる。



2 委員 (敬称略/五十音順)

- | | |
|---|--------|
| NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい理事長 | 稲葉 剛 |
| 新宿区福祉部生活福祉課長 | 井下 典男 |
| 首都大学東京都市教養学部教授 | 岡部 卓 |
| 釧路市福祉部生活福祉事務所生活支援主幹 | 櫛部 武俊 |
| 東京労働局職業安定部職業対策課課長補佐 | 小林 博志 |
| 有限会社 ビッグイシュー日本 東京事務所販売サポート担当 | 佐藤 えり子 |
| 明治学院大学社会学部教授 | 新保 美香 |
| NPO法人 自立支援センターふるさとの会理事 (日本精神保健福祉士協会) | 瀧脇 憲 |
| NPO法人 文化学習協同ネットワーク若者自立支援事業統括責任者 | 藤井 智 |
| NPO法人リロード代表 | 武藤 啓司 |
| NPO法人情報センターI S I S大阪代表・NPO法人名古屋オレンジの会代表 | 山田 孝明 |
| 社会福祉法人 天竜厚生会高齢者支援事業部長 (日本社会福祉士会) | 山村 睦 |

3 検討経緯

- 平成22年4月5日 研究会設置 (第1回研究会)
- 平成22年4月19日～7月9日 第2回～第7回研究会
- 平成22年7月23日 第8回(最終)研究会 (報告書取りまとめ)
- 報告書 (概要) は別添のとおり

- 1 検討の趣旨
- 2 現状の認識と課題
- 3 社会的な居場所の必要性と意義
- 4 新しい公共の意義
- 5 社会的居場所の確保と新しい公共との協働を促進するために

(1) 考え方

① 自立支援のあり方

生活保護受給者の置かれている状況を把握し、自立支援を行うことが必要。経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の三つの自立は、並列の関係であるとともに、相互に関連するもの。

② 多様な「働き方」の考え方

企業就労等の有給労働に就くことだけを目標とするのではなく、仕事に就く前段階の就業体験・技能習得や社会的就労を通して段階的に就労に向けたステップを踏んでいくことの効果や、ボランティア等を通じた社会参加の機会を作り、生活保護受給者が自尊心や他者に感謝される実感を高めていくことが、生活保護受給者自身の持つ力を引き出す支援として意義がある。

③ 当事者性を尊重した支援の在り方

生活保護受給者の支援に当たっては、個々の違いを出発的とし、できる限りその意欲や自立性を高めていくという視点が重要。

(2) 企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働を促進するために必要な仕組み

① 支援の可視化

行政と協働できる民間団体の把握、モデル事業の立ち上げとその検証・評価・公表、利用者への情報提供など「支援の可視化（目に見える支援）」が重要。

② 説明責任と事業評価

自立支援が社会において理解されるためには、事業立ち上げに当たって目指すところを判り易く示すとともに、貢献（効果、満足）を明らかにする到達レベル（評価）の確認を行うことが重要。

③ 協働を円滑に行うためのポイント

NPO等と行政の円滑な協働のためには、それぞれの役割・機能・守備範囲等を理解し合うこと、利用者の同意と参加に基づく協働体制の構築、関係者が集まり話し合う場の設定がポイント。

(3) 実現に当たっての具体的な方策

① 新しい公共に対する支援

新しい公共を活用した事例・ノウハウの集積と地方自治体への還元・普及や生活保護担当職員等に対する教育・研修が必要（国）。質が高く継続的な支援が可能になるよう、新しい公共に対する所要の財政措置を講ずることが適当（国・自治体）。

② 福祉事務所における人的体制の整備

生活保護担当職員に関する地方交付税措置の充実とともに、就労支援員等専門職の増配置にも取り組むことが必要（国）。

③ 地域ネットワークの構築

新しい公共となり得る地域資源の開拓やその情報を把握するとともに、関連法人のリスト作りなど情報共有が重要（国・自治体）。生活保護受給者に対する様々な居場所や地域資源に関する情報提供が必要（自治体）。

④ パーソナル・サポート（個別支援）サービス

様々な生活上の困難に直面している利用者に対して、個別かつ継続的に、相談・カウンセリングや各サービスへのつなぎを行う「パーソナル・サポート（個別支援）」サービスを導入することも一つの方法として有効（自治体）。

⑤ ハローワークと福祉事務所等との連携による支援

ハローワークは、福祉事務所等との連携を一層強化するとともに、新しい公共の枠組みの中で、企業、NPO、社会福祉法人、住民等やパーソナル・サポーターとの連携も深めて、就労支援の観点から、社会的居場所づくりに一定の役割を果たしていくことが重要（国）。

(参考) 釧路市における取組事例

○作業所ボランティア（知的障がい者施設）

（活動内容）

知的障害者の方と少しずつコミュニケーションをとりながら、作業の補助を行う。

ウエス作り（古着をハサミで切る作業）・
着物ほどこき・封詰め等



○ヘルパー同行（介護事業所）

（活動内容）

介護職員に同行して高齢者宅を訪問し、介護の補助を行う。

お年寄りのお話し相手・掃除・
買い物・食事作りの補助 等



○公園管理ボランティア（釧路市公園緑化協会）

（活動内容）

公園管理業務を行う。

釧路市内の公園内清掃・花壇除草・集草・
低木刈り込み・落ち葉集め作業等

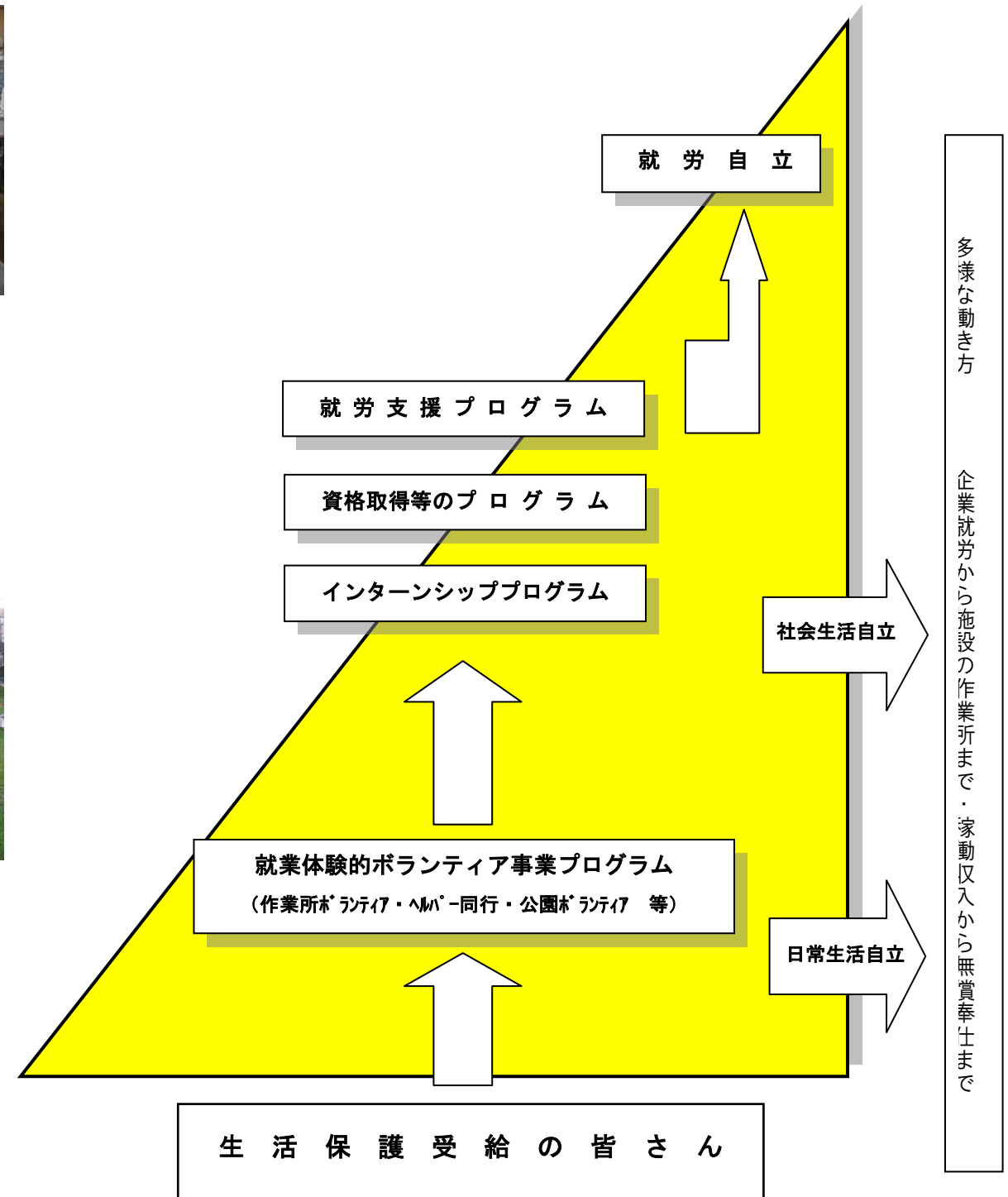


○インターンシップ（リサイクル事業所）

（活動内容）

インターンシップとして、民間事業所で産業廃棄物の選別作業を行う。

リサイクルヤードにて角材・電線・プラスチック・
鉄片の選別作業
ヤード周辺住宅街の美化



※ ()内は行政との協働のパートナー